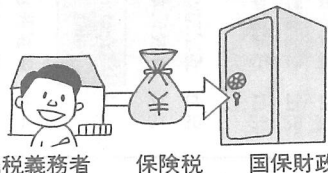


国保をささえる保険税

— みんなの負担で健康を守ろう —



国保のしくみ

— 財源は国が54%
保険税が43%

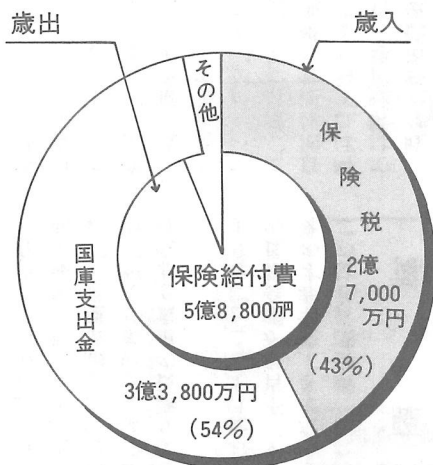
私たちが病気やケガをして、お医者さんにかかった時に、支払うのは費用の3割だけで、残りの7割は国保が負担します。国保の財源は、国庫支出金と私たちが納める保険税でまかな

国民健康保険は、ふだんからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、病気やケガをした時の医療費にあてようという「相互扶助(助け合い)」を目的とした制度です。皆さんに負担していただく保険税は、国保を運営していくための重要な財源となっています。今回は、医療費と保険税について考えてみることにしましょう。



昭和59年度国保予算の構成

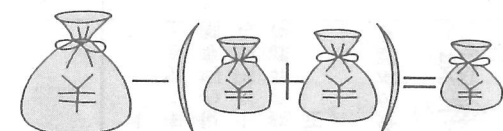
総額 6億2,636万円



グラフ I

— 医療費に応じて

保険税の決め方



予測される医療費総額 (袋) = 患者負担分 (袋) + 国庫負担分 (袋) = 保険税 (袋)

患者負担分 3割
国庫負担分 約4.5割
保険税 約2.5割

医療費が増えれば、当然、保険税も増えることとなります。(グラフ II)

保険税の額は、基本的には、その年の町の医療費に応じて決められます。まず、その年の医療費がどのくらいになるかを予測します。その額から患者負担分(3割)と国が負担する分(約4.5割)を差し引いた残りの額が、保険税となるわけです。(平均的には、医療費の2.5割を保険税でまかないません) このように、保険税の額は医療費によって決められるので、医療費が増えれば、当然、保険税

こくほミニ知識

保険税はいつから払うか

保険税は、国保の被保険者になった月から納めなければなりません。被保険者になった月というのは、加入の届出をした時ではなく、職場の健康保険をやめた時、あるいは、他の市町村から転入して、横芝町に住み始めた時をいいます。

1人あたりの総医療費と保険税



グラフ II

59年度予算では、保険税は約二億七千万円で、これを国保の加入世帯で分担しあうわけです。